

検証対象ダムの総合的な評価(案)

国土交通省 近畿地方整備局
独立行政法人 水資源機構

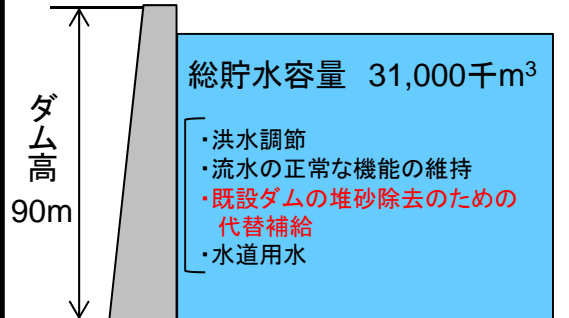
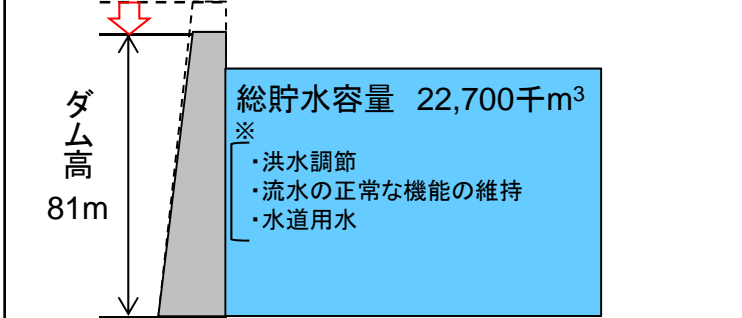
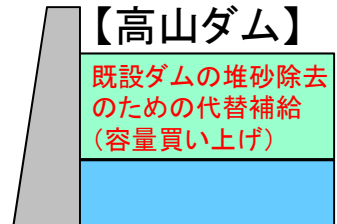
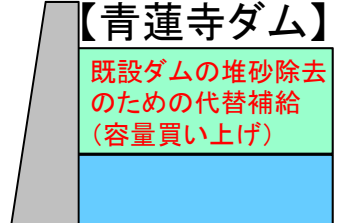
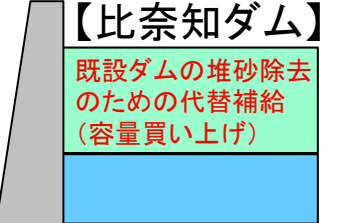
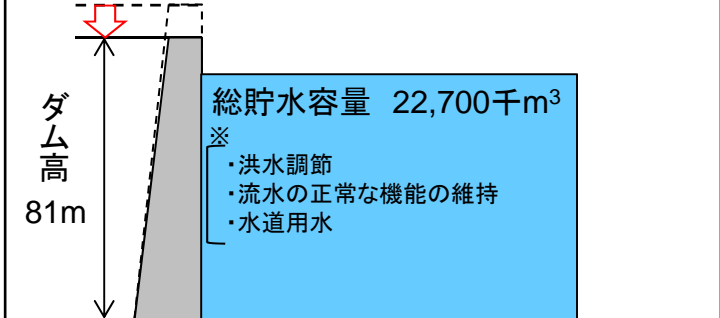
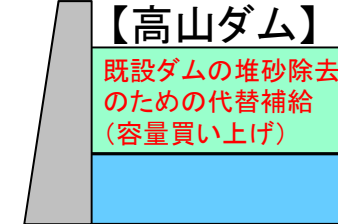
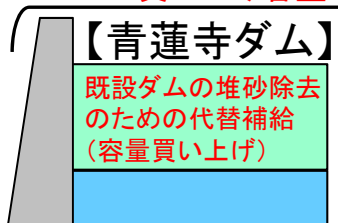
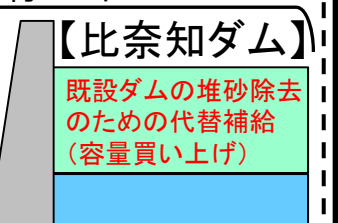
総合的な評価（案）

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に示されている「⑤総合的な評価の考え方 ii) 検証対象ダムの総合的な評価」(別紙)に基づき、検証対象ダムの総合的な評価を行った。

- 1 洪水調節について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は、「川上ダム案」である。
- 2 新規利水について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は、「川上ダム案」である。
- 3 流水の正常な機能の維持について、目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は「川上ダム案」である。
- 4 既設ダムの堆砂除去のための代替補給について、目的別の総合評価を行った結果、有利な案は「川上ダム案」、「3ダム活用案」、「高山ダム最大限活用案」である。

総合的な評価（案）

目的別の総合評価の結果が全ての目的で一致せず、以下の3案が残ったため、総合的な評価を行う。

川上ダム案	3ダム活用品	高山ダム最大限活用品
<p>【川上ダム】</p>  <p>ダム高 90m</p> <p>総貯水容量 31,000千m³</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・既設ダムの堆砂除去のための代替補給 ・水道用水 	<p>ダム高減少 【川上ダム】</p>  <p>ダム高 81m</p> <p>総貯水容量 22,700千m³</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・水道用水 <p>+</p> <p>(高山ダム、青蓮寺ダム、比奈知ダム) 買い上げ容量: 約8,300千m³</p> <p>【高山ダム】</p>  <p>既設ダムの堆砂除去のための代替補給 (容量買い上げ)</p> <p>【青蓮寺ダム】</p>  <p>既設ダムの堆砂除去のための代替補給 (容量買い上げ)</p> <p>【比奈知ダム】</p>  <p>既設ダムの堆砂除去のための代替補給 (容量買い上げ)</p>	<p>ダム高減少 【川上ダム】</p>  <p>ダム高 81m</p> <p>総貯水容量 22,700千m³</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 洪水調節 ・流水の正常な機能の維持 ・水道用水 <p>+</p> <p>(高山ダム) 買い上げ容量: 約7,600千m³</p> <p>【高山ダム】</p>  <p>既設ダムの堆砂除去のための代替補給 (容量買い上げ)</p> <p>(青蓮寺ダム、比奈知ダム) 買い上げ容量: 約700千m³</p> <p>【青蓮寺ダム】</p>  <p>既設ダムの堆砂除去のための代替補給 (容量買い上げ)</p> <p>【比奈知ダム】</p>  <p>既設ダムの堆砂除去のための代替補給 (容量買い上げ)</p>

※川上ダム案(洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持)は、目的毎のコスト等の比較において、「3ダム活用品」及び「高山ダム最大限活用品」におけるダム案(ダム高81m)より有利である。

総合的な評価（案）

総合的な評価として、既設ダム堆砂除去のための代替補給の3案について、川上ダムの建設費等に係るコスト比較を行った。

○既設ダム堆砂除去のための代替補給を目的として、「3ダム活用案」、「高山ダム最大限活用案」を行うとした場合、川上ダム堤体の工事費は縮減できるが、ダムの本体設計等の見直しに伴い完成までに要する期間が約3年程度延長されること等から、完成までに要するコストは、川上ダム案と同程度となる。

○さらに、上記2案においては水源取得※（容量買い上げ）に要する費用が必要となるため「川上ダム案」が有利となる。

		川上ダム案	3ダム活用案、高山ダム最大限活用案
川上ダム建設費	残事業費（点検結果）	632億円	
	ダム堤体の工事に伴うコスト差	－	△24億円
	本体設計等見直しに伴うコスト	－	4億円
	工期3年間延長によるコスト	－	21億円
	完成までに要するコスト	632億円	633億円
その他の費用		－	水源取得（容量買い上げ）に要する費用

※水源取得の取り扱いは、種々の条件を整理するなど、複数の関係利害者と十分に協議することが必要である。また、協議に時間を要する。

以上より、検証対象ダムの総合的な評価において、最も有利な案は「川上ダム案」である。

⑤総合的な評価の考え方

ii) 検証対象ダムの総合的な評価

i)の目的別の総合評価を行った後、各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を行う。目的別の総合評価の結果が全ての目的で一致しない場合は、各目的それぞれの評価結果やそれぞれの評価結果が他の目的に与える影響の有無、程度等について、検証対象ダムや流域の実情等に応じて総合的に勘案して評価する。検討主体は、総合的な評価を行った結果とともに、その結果に至った理由等を明示する。